

令和8年度 奈良県建築労働組合の目標賃金
後継者が育つ賃金を！望みます！

生活のため
の賃金

目標賃金
日額 **28,000円**

職人の日当には交通費、
道具代、社会保険料・
退職金分などが全て含ま
れています。

必要経費	社会保険料	4,196円 (国保、年金、労災、建退共)
	車両交通費	4,754円 (税金、保険、ガソリン代など)
	道具損料	675円 (電動・消耗工具など)
	合計	9,625円



※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 381,239円
18,159円×21日

年間実質総賃金 4,576,068円
18,159円×252日

賃金引き上げのチャンスは今。

私たち建築職人の“生活に必要な賃金”として、必要経費を要求していきましょう！



国土交通省は公共工事設計労務単価を発表し、全国全職種平均単価は14年連続で引き上げられ、25,834円で昨年の単価より4.5%増となりました。これは技能労働者不足が顕著な中、年収を引き上げないと若い世代の入職が進まないという事からゼネコンや民間の発注者団体へ要請した結果です。

令和8年度公共工事設計労務単価は大工29,600円、左官30,800円などとなっています。この労務単価は労働者に支払われる賃金であり、現場管理費や一般管理費の諸経費は含まれていません。※必要経費を含めた場合、大工では43,700円、左官は45,500円となります。

私たち職人は健康保険等の会社負担もなく退職金もなく、車両交通費や道具損料なども実費負担しており、それら必要経費を全て含んだものが日当賃金となっています。

他産業並みの賃金をめざし、私たちの暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金とするには28,000円は必要です。町場の施主にも建築職人・労働者は「生活に必要な賃金」として28,000円必要であることを訴えて理解される取組みが必要であります。

せめて公共工事設計労務単価なみの金額をめざし、身に付けた技能『腕』を自負し、賃金運動を心がけていきましょう。

公共工事設計労務単価

全職種全国平均単価は
14年連続で上昇 25,834円

国土交通省は公共工事を請負う企業の人件費が上昇していることから、労働者の賃金の基準となる「設計労務単価」を公表。全51職種の全国平均単価は14年連続で上昇、25,834円と前年度比で4.5%の引き上げとなりとなりました。

建設業の未来を切り開くために行政と建設業界が一体となり、賃金単価の引上げ・労働環境改善と共に、社会保険未加入対策と法定福利費確保や若年入職者の確保に向けた取組みが始まっています。

民間や公共を問わず、あらゆる発注者に対して法定福利費を明示・請求し、社会保険料を元請から末端の現場で働く仲間まで確実に行き渡らせるために、見積り時から適正な法定福利費を確保するうえで、直接工事費、現場管理費や一般管理費に含まれる賃金を正しく把握し、その根拠を発注者に示すことが必要となります。

※労務単価には、事業主が負担すべき必要経費（法定福利費、安全管理費等）は含まれていません。

事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為です。

令和8年度 奈良県の公共工事設計労務単価(抜粋)

職種	労働者	事業主
	労務単価	労務単価＋必要経費
大工	29,600円	43,700円
左官	30,800円	45,500円
内装工	32,800円	48,400円
塗装工	32,100円	47,400円
造園工	29,300円	43,300円
電工	27,700円	40,900円
鉄骨工	27,400円	40,500円
サッシ工	31,400円	46,400円



建設技能者のミライのため、
大幅な賃上げが必要です!



賃上げが必要な理由とは?

スクロールで漫画を読む

大工さんが、全国で**29.8**万人しかないんだって!
※総務省「2020年国勢調査」

ねえねえ
みんなさー!!

1980年に**93**万人もいたのに!?

しかも、10代の大工は**2,120**人!

建設労働者の減少、高齢化が深刻なんだ...

少なすぎ!

どうして建設技能者はこんなに**減少**したの?

低賃金や長時間労働・休日が少ないことが要因なんだ。

住宅の建設やインフラ整備を担う技能者が**いなくなっちゃう!**

災害時の復興に必要な住まいの守り手なのに

このままじゃ取り返しがつかないことになるよ。
どうすればいいの?

みんなにこの状況を理解してもらい、賃金の大幅な引き上げによって安心・安定して働ける持続可能な建設業にしていかなければいけないんだ!



2025年12月12日、

建設業で働く技能労働者の賃金・労務費を守り、引き上げていくためのルール第三次・担い手3法が全面施行されました

強力な後押し



私たちは行動します!

「総価一式」からの脱却!

労務費明示で、賃金と建設産業のミライを守ります!

見積り・契約時に「労務費」をしっかりと分けます!



労務費の「基準」が示されました

中央建設業審議会により「労務費に関する基準」が作成・勧告されました(2025年12月2日)。

この基準は、第三次・担い手3法の全面施行日に合わせて実効性を持つよう勧告され、施行後は著しく低い労務費での見積りや契約が禁止される仕組みとなっています。

- 技能労働者の賃金水準を踏まえた客観的な基準
- 見積り・契約で尊重すべき水準
- 賃金引き上げを現場まで行き渡らせるための根拠となります。

- * 労務費基準を著しく下回る見積りは、法律上問題となる行為と明確化されました。
- * 「いくらが妥当か分からない」時代は終わります。
- * 元請・下請を問わず、技能労働者の賃金を確保する責任が求められます。

労務費確保のイメージ



CCUSのレベル別年収も示されました

建設キャリアアップシステム促進改進黨推進協議会(国土交通省)で建設キャリアアップシステム(CCUS)におけるレベル別年収が示されました(2025年12月4日)。

労務費の基準と第三次・担い手3法は、CCUSレベルに応じた賃金・単価確保を進めるための強力な後押しです。



	レベル1 (標準第一級)	レベル2 (標準第二級)	レベル3 (標準第三級)	レベル4 (標準第四級)
全国	385~523万円	420~587万円	444~645万円	550~719万円

(下記を参照してください)

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の確保を促す。公共工事設計労務標準委員会として実施された場合に考えられるレベル別年収を算出。
- レベル別年収の算定の公表を通じて、技能者の経歴に応じた給与と、高い世代がキャリアアップの促進による賃金アップ。
- 労務費と標準賃金の2つ0%程度の差を許す。適正な賃金として(日額)以上の支払いを義務付けることで、標準賃金と同等の支払水準を確保し、賃金競争力(労務費)の確保が期待される。

全建総連は

- 労務費の基準を活用した見積り(要求)・請求・交渉
- 不当な賃金・労務費ダンピング、低価格への是正要請
- 組合員一人ひとりの賃金・単価引き上げの実現

に取り組みます。



目指すは新3K現場!
若者や女性が働きやすい現場をつくるために賃金の引き上げが必要です!

給料 **休日** **希望**

全建総連がめざす「新3K」とは?

めざすは「建設業」の **新3K現場**

適切な能力評価で **給料** **休日** **希望**

給料 を上げる
能力評価に応じた賃金・労務費、法定福利費を確保した適正価格・単価で契約

休日 増の実現
収入を減らさず適正工期で休日増(週休2日)の早期実現へ

希望 が持てる業界へ
建設職人として自分のキャリアパスをえがけるように、就業履歴の蓄積・資格取得、収入増へ

処遇改善にはまだまだ遠い現状

私たち全建総連が組合員を対象に調査・集計した2025年賃金実態調査での2024年の平均年収は、410万円（労働者）となっています。
住まいとくらしを守る建設職人が活躍するためには、「安定して生活できる収入」が必要です。

賃金(年収)は1.7%減の状況

2023年	417万円	大幅な賃上げには至っていません
2024年	410万円	

(2025年全建総連賃金実態調査)

※労働者の賃金額については、一部の県連・組合の手取り金額についての回答も含まれているため、2025年の集計結果は、実際の賃金額よりも幾分低いことに留意が必要です。

建設技能者はピーク時から約3割減

1997年	455万人
2024年	300万人

(総務省労働力調査)

**29才以下は建設業全体の1割に減少
55才以上が全体の3割以上に増加**

1997年	29歳以下: 22%	55歳以上: 23.5%
2024年	11.7%	36.7%

(総務省労働力調査)

建設技能者の賃金引き上げと担い手確保が必要です

国と建設業団体が、「建設技能者の賃金上昇を目指す」ことで一致しました。2026年3月から適用する公共工事設計労務単価は、14年連続で引き上げとなり、全国全職種加重平均額は25,834円（前年度比4.5%上昇/単率は単純平均額で算出）となりました。

しかし、技能者の給料は、現場の稼働日数が収入に直結することが多く（日給月払い制）、賃金引き上げ、週休2日の実現はまだまだ難しい状況です。

若者が安心して長期的に働ける建設現場にしていくために、働き方改革への対応を進め、新3K（給料・休日・希望）を実現し、将来を展望できる持続可能な建設業界に変えていかなければなりません。

建設キャリアアップシステム CCUS

能力評価に応じた賃金を

品質の確保にも必要

建設労働者の処遇改善・担い手確保、技能者一人ひとりの職種経験・技能の適正な評価を目的に、建設業界が一致してCCUSの運用が開始され、技能者登録は178万人を超えています。国土交通省は「CCUSレベル別年収」を公表し、若い世代が建設業の技能者として入職し、技能・経験を重ねていけるよう、将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有し、賃上げや適正価格での受発注の促進を目標としています。